議会議案第1号

安中市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

安中市議会議員政治倫理条例を次のように改正する。

令和6年3月19日提出

提出者 議会運営委員会 委員長 佐藤貴雄

安中市議会議長 罍 次 雄 様

安中市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

安中市議会議員政治倫理条例(平成30年安中市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条中「第4条」を「前条」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。 第8条第1項中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第7条とする。 第9条を第8条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

安中市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

新旧対照表 (下線部は改正箇所)

> 現 行

改正案

(請負契約の辞退及び指定管理者の指定に関 する遵守事項)

- 第5条 次に掲げる企業は、法第92条の2の規 定の趣旨を尊重し、市民の疑惑を招かないた めに市との請負契約の締結及び指定管理者 の指定の申請を辞退するよう努めなければな らない。
 - (1) 議員の配偶者又は2親等内の親族が代 表者となっている企業
 - (2) 議員が役員となっており、又は実質的に 経営に携わっている企業
 - (3) 議員が資本金、出資金その他これに準ず るものの3分の1以上を出資している企業
 - (4) 議員が年額60万円以上の報酬(顧問料 その他の名目を問わない。)を受領している 企業

(審査の請求)

第6条 市民(法第18条に規定する選挙権を有 する者であって、議員を除くものをいう。以下 この条において同じ。)又は議員は、議員が第 4条に規定する政治倫理基準(以下「市政治倫 理基準」という。)に違反する行為をした疑い があると認められるときは、当該行為を証する 資料等に次の各号に定める区分に応じ、当該 各号に定める数の連署を添えて、議長に対し 当該行為の存否の審査を請求することができ る。

(1)及び(2)(略)

(審査会の設置)

第7条(略)

(審査会の会議)

第8条 審査会の会議(以下この条及び第10条 | 第7条 審査会の会議(以下この条及び第9条第 第1項において「会議」という。)は、委員長が招 集する。

2~4 (略)

(削除)

(審査の請求)

第5条 市民(法第18条に規定する選挙権を有 する者であって、議員を除くものをいう。以下 この条において同じ。)又は議員は、議員が前 条 に規定する政治倫理基準(以下「市政治倫 理基準」という。)に違反する行為をした疑い があると認められるときは、当該行為を証する 資料等に次の各号に定める区分に応じ、当該 各号に定める数の連署を添えて、議長に対し 当該行為の存否の審査を請求することができ る。

(1)及び(2) (略)

(審査会の設置)

第6条(略)

(審査会の会議)

1項 において「会議」という。)は、委員長が招 集する。

2~4 (略)

(審査会の審査)

第9条 (略)

(審査対象議員等の義務等)

<u>第10条</u> (略)

(審査結果の報告)

第11条 (略)

(審査結果に対する措置)

第12条 (略)

(議長の職務の代行)

第13条 (略)

(委任)

第14条 (略)

(審査会の審査)

<u>第8条</u> (略)

(審査対象議員等の義務等)

第9条 (略)

(審査結果の報告)

<u>第10条</u> (略)

(審査結果に対する措置)

第11条 (略)

(議長の職務の代行)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)